

東京は、高度経済成長期に建造された建築物・道路などの都市基盤が更新の時期を迎えており、がれき類等の建設廃棄物が多く発生している。

これまで、がれき類の再資源化率は9割を超え、再生砕石はリサイクルの優等生であった。このことは、再生砕石の製造・流通・利用に携わった全ての人々の努力の成果である。

しかし、再生砕石の一部にアスベストを含むスレート片等が混入していたことを受け、現在、再生砕石の利用を控え、天然砕石に代える動きが一部で見受けられる。

このままでは、天然資源の採取による自然破壊を引き起こし、又再生利用が可能ながれき類が廃棄物として最終処分され、循環型社会の形成に支障をきたす懸念がある。

再生砕石の利用を進めることは、世界で最も環境負荷の少ない都市をみざす東京の役割の一つであり、東京の維持・発展を支えるものである。

私たちは、アスベスト廃棄物の分別と再生砕石の品質管理を徹底するとともに、再生砕石の利用を進めていくことをここに宣言する。

平成23年3月28日

◎東京都産業廃棄物対策推進協議会建設廃棄物適正処理部会

(社)東京建設業協会、(社)建築業協会、(社)日本土木工業協会、(社)住宅生産団体連合会、(社)東京建物解体協会、建設廃棄物協同組合、住宅産業解体処理業連絡協議会、(社)東京産業廃棄物協会、東京廃棄物事業協同組合、東京都環境局

◎その他再生砕石の利用に係る団体

(社)日本道路建設業協会

〔再生砕石の環境リスクについて〕

- 建設業者及び解体業者は、建設業団体と都の指導を受け、建物解体工事現場において、アスベスト廃棄物の分別を徹底し、アスベスト廃棄物の再生砕石への混入を防止していること
- 都内全てのがれき破砕業者自身がアスベストを含むスレート等の搬入防止策に取り組み、品質管理を徹底していること
- 都内のがれき破砕処理施設の敷地境界でのアスベスト大気濃度測定の結果は、大気汚染防止法に規定するアスベスト製品製造工場における敷地境界基準を大幅に下回っており、がれき破砕処理による、健康被害を及ぼすようなアスベストの飛散はみられないこと
- アスベストが混入した再生砕石が敷かれた駐車場等の現場は、自治体を実施した大気測定結果において大気1リットルあたり1本以下であり、健康被害を及ぼすようなアスベストの飛散はみられないこと
- 国は、アスベストが混入した再生砕石が敷かれた駐車場等について、その利用者や周辺住民のアスベスト曝露による健康への影響、健康リスクは極めて低い、との見解を示していること

(注) 大気汚染防止法では、アスベスト製品製造工場における敷地境界基準が10本/L以下と定められている。